梅花中学校・高等学校「いじめ防止基本方針」

１．いじめの定義と基本的認識

> 「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
>
> ＜いじめ防止対策推進法より＞

上記の定義のもと、本校は国の「いじめの防止等のための基本的な方針」を尊重するとともに、本校のキリスト教教育の要である「愛・平等・自由」の精神を柱に、いじめ防止等に対する最大限の努力をおこなう。

教職員は、「いじめは決して許されない行為である」「いじめはどの生徒にも起こりうるものである」との基本認識に立ち、すべての生徒が、互いを思いやり、安心して学習その他の活動ができる安全な学校環境の実現に取り組む。

２．いじめ防止等の対策のための組織

本校は、生活指導委員会および各学年会を、いじめ防止等の対策のための組織として位置づける。なお、必要に応じて外部専門家、各種団体と協力することでより実効的ないじめ問題の解決にあたる。

３．学校におけるいじめ防止等に関する措置

(1)いじめの防止

①教職員は、「いじめは決して許されない行為である」という認識を生徒が持つように教育活動全体を通じて指導する。

②教職員は、生徒が豊かな情操と道徳心を育み、健全な行動規範を身につけることができるよう教育活動を推進する。

③教職員は、生徒１人ひとりが大切にされていることを実感し、自尊感情を育むことができるように努める。

④教職員は、自らの言動が生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう指導のあり方に細心の注意をはらう。

⑤学校・保護者・地域の連携を図りながら、社会全体で生徒を見守るために情報交換などに努める。

(2)いじめの早期発見

①教職員は、日常の丁寧な見守りの中で、生徒の小さな変化に目を留め、小さな訴えに耳を傾けるように努める。

②気がかりな生徒がいる場合は、学年団や生活指導委員会等で情報を共有し、より大勢の目で当該生徒を慎重に見守る。

③生徒や保護者がいじめに関する相談をしやすいように、すべての教職員が窓口となる。また、スクールカウンセラーの活用、養護教諭との連携に努める。

④いじめ防止等、生徒の育成全般に関する研修を実施し、教職員の資質向上を図る。

⑤教育相談を随時実施し、生徒の現状把握に努め、いじめゼロの学校作りをめざす。

(3)いじめの早期解決

①いじめられている生徒の安全確保を最優先とし、正確な情報収集と事実確認をおこ

なう。
②いじめられている生徒の心の傷を癒すために、スクールカウンセラー、養護教諭等と連携しながらの指導を心がける。
③学級担任だけで抱え込むことなく、学年団、生活指導委員会およびいじめ問題緊急対策会議が連携しながら、全教職員が協力して、問題の解決にあたる。
④いじめ問題が発生したときは、家庭との連絡を密接にとり、協力しながら解決にあたる。
⑤いじめている生徒に対しては、事実関係、背景等を確認した上で、行為については毅然とした指導をおこなう。
⑥いじめている生徒に対しては、行為の背景等を考慮しながら、いじめの非人間性に気づかせ、相手の痛みを理解できるように指導する。また、自分はどうすべきだったのか、これからどうしていくのかを考えさせる。そのために、スクールカウンセラー、養護教諭等と連携しながらの指導を心がける。
⑦必要に応じて、外部専門家、各種団体の支援、指導を受ける。

(4)重大事態への対処

「生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」や「相当の期間(目安は 30 日)学校を欠席する事を余儀なくされている場合」（以上、いじめ防止対策推進法第 28 条）は、次の対処を行う。
①重大事態の発生を大阪府知事に報告する。
②大阪府教育委員会と協議の上、当該事案に対する組織を設置する。
③上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
④上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対して、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

いじめ発生時の対応

日常の取り組み
- 日常の丁寧な見守り
- 教育相談、アンケートなどによる実態把握
- わかる授業の実践
- 学校行事、学級活動、クラブ活動等の充実　など

いじめの発生

保護者・生徒・教職員などからの情報

いじめの気づき・発見

学年主任 ↔ 学級担任 ↔ 生活指導部長

学年団による情報収集

学年団の指導

特別生活指導委員会

特別指導委員会

職員会議

学年団の指導

校長・教頭

招集・指揮

保護者

適宜連絡

いじめ問題緊急対策委員会

校長・副校長・教頭・生活指導部長・人権指導部主任・学年主任・学級担任
（状況に応じて、養護教諭、クラブ顧問、スクールカウンセラー、関係教員等）
・情報の整理　・対応方針、指導体制の検討　・役割分担　等

緊急職員会議
- 情報の共有　・指導方針の共通理解
- 校内的取り組みと支援体制の確認

個別の対応
- いじめられた生徒、その保護者
- いじめた生徒、その保護者

周囲への対応
- 学級指導・学年指導
- 関係保護者
- PTA
- 関係機関

暴力、恐喝等の犯罪行為があった場合

連絡・相談

警察（少年サポートセンター）
関係機関（こども家庭センター等）

解決・報告・継続観察

再発防止　体制強化

日常の取り組み